

1

地域情報化の推進

情報通信技術を活用した豊かな地域社会の実現

最近のインターネットの急激な普及を背景に、電子商取引や金融、教育、医療など社会・経済活動の各分野におけるデジタル化、ネットワーク化が急速に進展している。これに伴い、行政の各分野においても、情報通信技術を活用した行政サービスの向上等に対する期待が一段と高まっており、このような電子政府・電子自治体サービスの基礎となる地域の情報化が強く望まれている。そのため、総務省では、教育・福祉等の

住民サービスの向上、行政の効率化、情報格差（デジタル・ディバイド）の是正等の観点から、総合的に地域の情報化を推進している。

1 地域情報化推進のための支援施策

総務省では下記のような地域情報化推進のための支援施策を行っている（図表）。

図表 総務省の主な地域情報化支援施策の概要

施策名	概要
地域イントラネット基盤施設整備事業	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図ることを目的として、学校、図書館、公民館、市役所等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体を支援（交付決定数：778事業）
地域公共ネットワーク基盤整備事業	電子自治体の推進等に取り組む地方公共団体等による地域公共ネットワークの整備、特にセンター施設等の拠点施設を含まない基礎的・基本的な情報通信基盤の整備を重点的に支援（交付決定数：45事業）（平成17年度より事業廃止）
新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業	自主放送の実施による地域に密着した映像情報や双方向機能を活用してインターネット接続サービス等を提供するケーブルテレビ施設を整備する地方公共団体等を支援（交付決定数：881事業）
地域情報化総合支援事業	住民がICTの利便性を享受できる社会の構築を図るため、地域の総合的な情報化を推進し、地域の創意と工夫を活かした情報通信基盤整備及び提案型事業を行う市町村等を支援
地域インターネット導入促進基盤整備事業	地域住民にインターネットを活用した双方向サービスを提供するため、公共施設にインターネットを導入する過疎地域等の市町村を支援（交付決定数：839事業）
情報通信システム整備促進事業	地域公共ネットワークを活用して利便性の高いシステムを構築するためソフト開発等に取り組む市町村を支援（交付決定数：701事業）
地方単独事業	情報通信技術を活用して、社会の変化に対応した活力ある地域社会の形成、質の高い公共サービスや行政情報の提供及び地域間格差の是正を図るため、地方公共団体が地方単独事業として実施する公共施設等を接続する大容量で高速なネットワークなど地域の情報通信基盤等の整備に対する支援

（ ）内は平成16年度未までの交付決定数

2 地域における情報化の推進に関する検討会

総務省は、「次世代地域情報化ビジョン - ICAN21構想 - 」(平成11年5月)において地域公共ネットワーク整備の必要性を打ち出し、平成13年10月には「全国ブロードバンド構想」を作成、平成17年度までの全国整備を目標として掲げるなど、積極的に地域情報化基盤の整備支援に取り組み、一定の成果を上げている。

こうした中、総務省では平成15年12月、地域情報化の現状等を調査し、今後の市町村、都道府県、国等を結ぶ公共ネットワークの在り方や当該公共ネットワークを活用した行政の高度化を図るためのアプリケーションの在り方等を体系的に整理し、平成17年度以降の施策展開について検討等を行うため、「地域における情報化の推進に関する検討会」を開催し、平成17年3月に報告書が取りまとめられた(図表)。同報告書では、上記の現状を踏まえ、今後の地域におけるICT利活用の一層の推進を図るため、全国公共ネットワーク上の公共アプリケーションの展開、次世代地域情報プラットフォームの開発、自治体におけるレガ

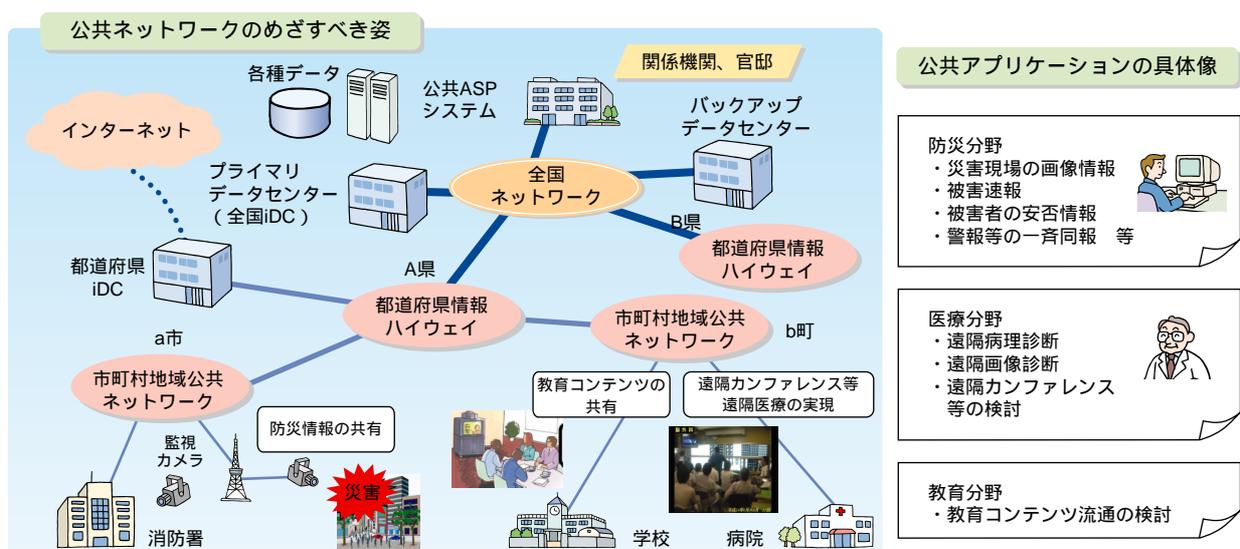
シー改革、住民参画をはじめとする地域情報化推進体制等の整備等について提言が行われた。総務省では、同報告書の提言を踏まえ、ユビキタスネット社会にふさわしい地域情報化の実現に向けて引き続き検討を進めていくこととしている。

3 ICTによる沖縄振興

政府では、沖縄振興を最重要課題の一つとして取り組んでおり、平成14年7月には、「沖縄振興特別措置法」に基づき、内閣総理大臣が「沖縄振興計画」を決定した。同計画においては、「これからのリーディング産業として期待のかかる情報通信関連産業の集積を図るため、既存産業の振興を図るとともに、新たな企業の立地促進を図る」こととされている。

総務省では、離島のブロードバンド環境の整備の支援をはじめ、高度なスキルを身につけたICT技術者や指導者の育成を目的とした「IT高度人材育成事業」(経済産業省との共同支援)等により、情報通信関連産業の集積・振興を図っている。

図表 全国的な公共ブロードバンド・ネットワークのイメージ



新たな全国公共ネットワークの必要性を検討するため、JGN 等を利用した実証事業を行う。
 ・映像など大容量で秘匿性の高いデータを高い信頼度で流通させるネットワーク 行政用途専用のブロードバンドネットワーク
 ・組織別や用途別ではなく、全府省庁・全分野共通の公共機能を備えた全国規模の広帯域専用ネットワーク
 情報ハイウェイ：府県の関係施設等を高速・超高速で接続したネットワーク。地域公共ネットワークとの相互接続が進みつつある
 地域公共ネットワーク：市町村で役所や学校、図書館など公共施設を高速・超高速で接続しているネットワーク

2 電子政府の実現

(1) 国民の利便性・サービスの向上、業務改革

利用者本位の、簡素で効率的な政府の実現

政府は、行政サービスの向上と各省の業務・システムの効率化、合理化を図るため、「電子政府構築計画」（平成15年7月各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定、平成16年6月一部改定）に基づき各種施策を推進している（図表）。

1 国民の利便性・サービスの向上

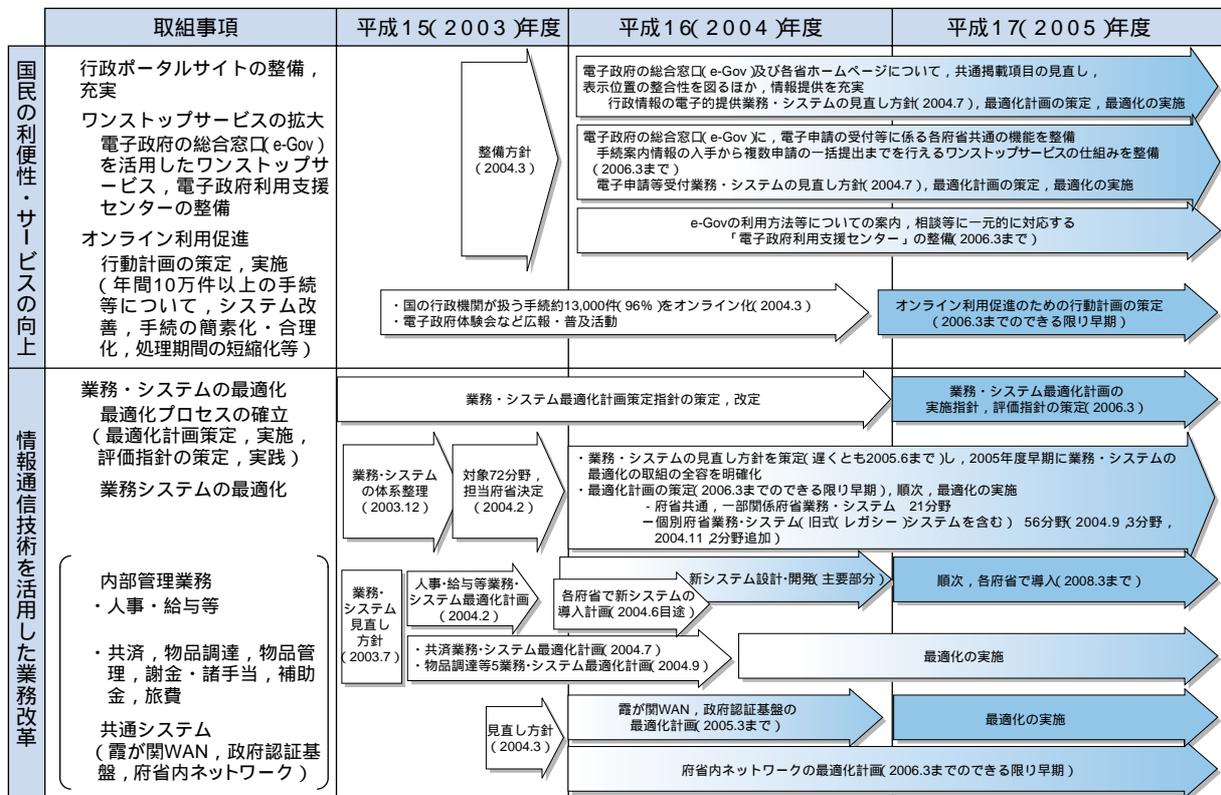
国の行政機関が扱う申請・届出等手続については、平成16年3月までに約13,000件（96%）をオンラインで行える環境が整った。今後、平成17年度末までに、電子政府の総合窓口（e-Gov）を活用した手続のワンストップサービスの整備や年間申請件数の多い（年間10万件以上）手続等について、オンライン利用促進のための行動計画の策定等に取り組むこととしている。

2 情報通信技術を活用した業務改革

政府は各府省の業務・システム（77分野）について、既存の業務処理の見直し、システムの一元化・集中化等による合理化・効率化を図るため、平成17年度末までのできる限り早期に最適化計画を策定するとともに、計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減等の効果を上げることとしており、平成16年12月までに11分野の最適化計画を策定している。

また、業務・システムの最適化の取組を継続的に行うため、CIO連絡会議の下、総務省が中心となって「最適化実施に関する指針」、「最適化実施の評価に関する指針」を策定し、これに沿って最適化の実施、評価を行うこととしている。

図表 電子政府施策の主要スケジュール



2

電子政府の実現

(2) 調達手続の電子化

契約の電子化のあり方の検討

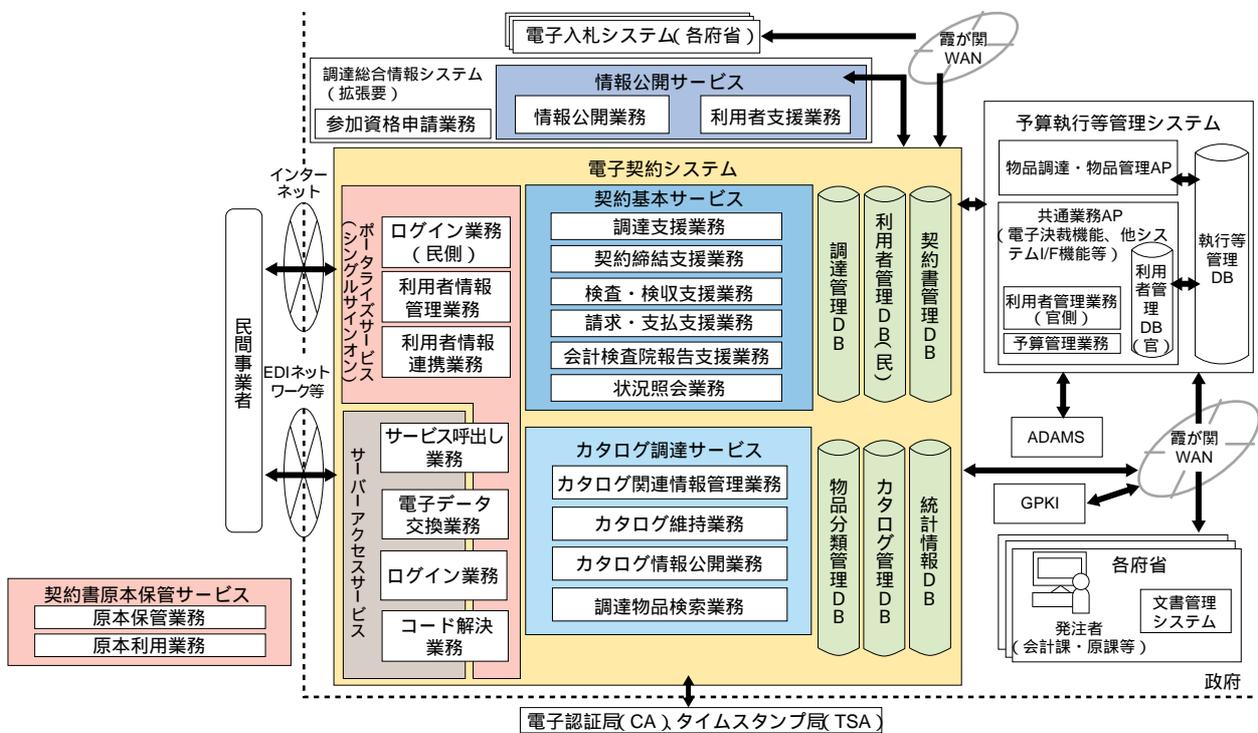
政府調達（公共事業分野を除く）手続の電子化は、「バーチャル・エージェンシー（省庁連携タスクフォース）の検討結果を踏まえた今後の取組について」（平成11年12月高度情報通信社会推進本部決定）に基づき、総務省が中心となり全省庁が参加する政府調達（公共事業分野を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議において推進している。

平成13年1月から競争契約参加資格審査・名簿作成の統一基準に基づく新システムの運用を、同年6月から各省庁の調達情報を一括する政府調達情報の統合データベースの運用を開始した。また、入札・開札の電子化については、総務省を含む各省庁において平成15年度末までに導入済みとなっている。

今後、企画から入札、契約、支払いまでの一貫した総合的な業務の電子化を実現するためには、契約の電

子化が検討課題となっている。このため総務省は、契約の電子化の推進・実現に向け、平成15年9月、「政府調達（公共事業分野を除く）における契約の電子化のあり方に関する検討会」を設置し、CIO連絡会議の検討と連携を図りつつ契約の電子化におけるシステム上の諸課題等について検討を行い、平成17年3月に最終報告書を取りまとめた。同報告書では、政府調達における契約電子化をめぐる国内外の動向、政府調達における契約業務の現状及び電子化のあり方、電子契約システム実現に向けた行動計画等について取りまとめられており、総務省では、同報告書を踏まえ、契約の電子化を実現するためのシステム開発等を推進している（図表）。

図表 契約電子化におけるシステムイメージ



電子自治体の推進に向けた取組

1 電子自治体の進捗状況

地方公共団体の電子自治体構築に向けて、申請・届出等手続をオンライン化するための汎用受付システムの導入状況については、平成16年4月現在、都道府県では18団体（38.3%）、市町村においては120団体（3.8%）で既に導入している。そのほか、電子入札や公共施設予約のオンライン化の開始など、今後、住民・企業等に対するサービスの開始に向けた具体的な取組が、各地域において急速に進んでいくこととなる（図表）。

2 電子自治体システムの構築

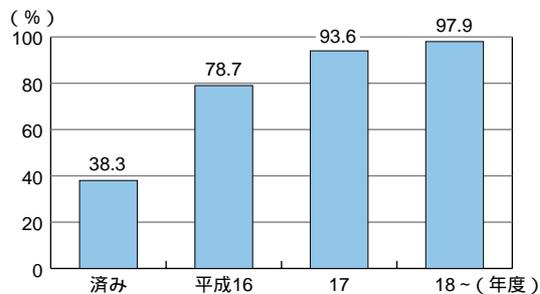
総務省では、地方公共団体における住民サービスの向上及び行政の効率化のため、電子自治体の構築について様々な施策に取り組んでいる。

電子自治体を効率的に構築するためには、組織全体を通じた業務の最適化を図る設計手法であるEA（エンタープライズ・アーキテクチャー）が有効である。総務省では、このEAを用いた効率的な電子自治体の構築及びそれに伴う業務改善について検討を行っている。

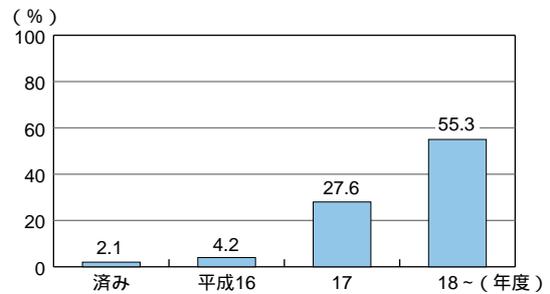
特に、小規模な市町村における電子自治体の構築については、財政的・人材的に単独での構築が困難な状況が考えられる。そこで、複数の自治体が共同で電子自治体を構築し、運用を民間委託する「共同アウトソーシング」を推進している。このため、電子申請等の住民サービス業務や財務会計・人事給与といった内部業務についてのアプリケーションを（財）地方自治情報センターの協力のもと開発し、全国の自治体に向けて提供している（図表）。

図表 都道府県における電子自治体の推進状況

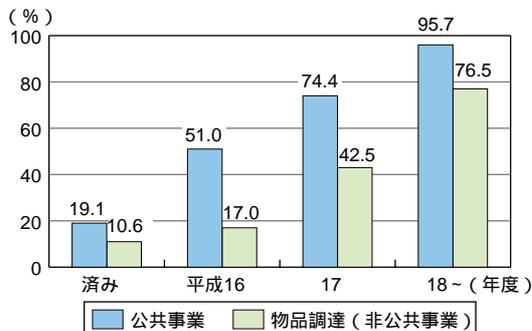
< 汎用受付システム導入スケジュール >



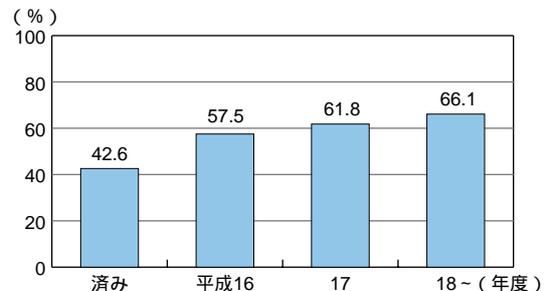
< 手数料等の電子納付実施スケジュール >



< 電子入札の実施スケジュール >



< 公共施設予約のオンライン化実施スケジュール >



（出典）総務省「地方公共団体における行政手続オンライン化等の進捗状況調査」（平成16年4月時点）

また、霞が関WANと総合行政ネットワーク（LGWAN：Local Government Wide Area Network）の活用により、国・地方を通じた業務の効率化を促進するため、国・地方連携システムの構築に取り組むとともに、電子自治体に係る各システム間のデータ連携についても検討を行っている。

上記の他に、ICTを活用した地方行政への住民参画の促進に資するよう、モデルシステムの開発・実証を実施する。

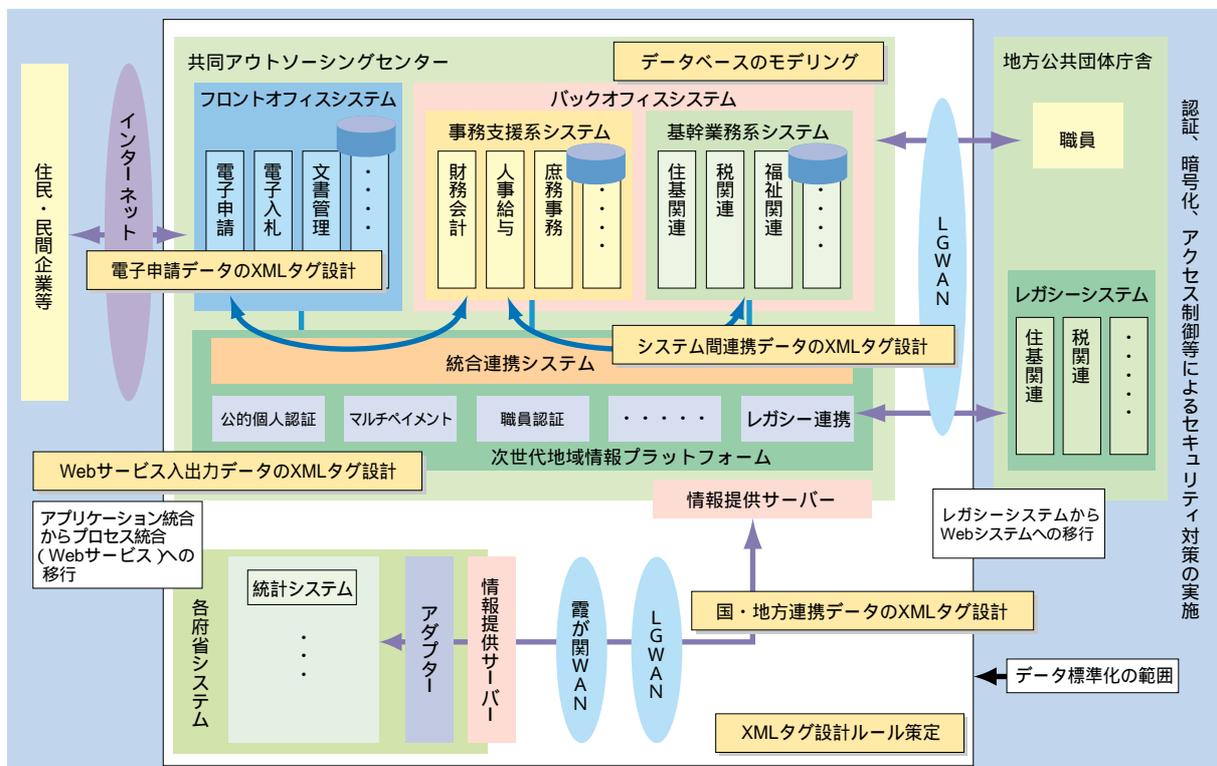
3 情報セキュリティ対策と個人情報保護の徹底

このような電子自治体の推進により、個人情報の保護と情報セキュリティ対策が重要な課題となってい

る。特に、平成17年4月に個人情報保護法が全面施行されたことから、地方公共団体の保有する個人情報については、より一層厳格な管理が求められている。

平成17年4月現在、情報セキュリティポリシーは都道府県で全団体、市町村で2,236団体（92.5%）が策定し、個人情報保護条例は都道府県で全団体、市町村で2,368団体（97.9%）が制定している。今後、総務省では、すべての地方公共団体が組織的・総合的な情報セキュリティマネジメントの観点から情報セキュリティ監査を実施するよう地方財政措置等の支援を実施するとともに、地方公共団体における情報セキュリティレベルを評価する仕組みの検討や個人情報保護強化技術を実装したシステムの開発・実証を実施する。

図表 目指すべき電子自治体の全体像



電子政府・電子自治体の基盤として

住民基本台帳ネットワークシステムは、地方公共団体共同のシステムとして、住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報（4情報：氏名・住所・生年月日・性別、住民票コード及びこれらの変更情報）により全国共通の本人確認を可能としている。

平成14年8月から住民基本台帳ネットワークシステムが稼働し、行政機関への本人確認情報の提供が可能となり、パスポートの申請の際の住民票の写しの添付や共済年金受給者の現況届が廃止された。平成15年8月からは、住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、住民基本台帳カードの交付等が開始され、住民基本台帳ネットワークシステムが本格的に稼働した。さらに平成16年1月からは、本システムを活用した公的個人認証サービスが開始され、電子政府・電子自

治体の基盤として重要な役割を果たしている（図表）。

この住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、個人情報保護が重要な課題であり、制度面、技術面、運用面のいずれの面においても、十分な対策を講じている。総務省は、住民基本台帳ネットワークシステム調査委員会での議論・提言を踏まえ、引き続き全地方公共団体を対象としたチェックリストによる点検を実施するなど、個人情報保護について十分な措置を講ずることとしている。

このように、住民基本台帳ネットワークシステムは、電子政府・電子自治体の基盤となるものであり、総務省では、都道府県、市町村等との連絡調整を図りつつ、引き続き地方公共団体における本システムの円滑かつ着実な運用を支援している。

図表 住民基本台帳カードの利活用

希望者に住民基本台帳カードを交付



住民基本台帳カードの表面には、住民票コードは記載されません。

住基ネット端末において、住民基本台帳カードに記載された住民票コードにより本人確認情報を検索し、本人確認が可能

本人確認情報の提供又は利用や住民票の写しの広域交付・転入転出手続の簡素化の際に活用

公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書等の保存用カードとして活用可能

市区町村の条例で定める独自サービスに利用

（例）証明書自動交付機
公共施設の予約等

写真付のカードは、表面に記載された氏名、住所等により運転免許証と同様に公的な証明書として活用が可能

3

電子自治体の実現

(3) 公的個人認証サービス

オンライン上の本人確認手段

1 公的個人認証サービスの概要

インターネット上におけるデジタル文書については、文書作成者の特定が困難、改ざんされても痕跡が残らないといった特有の問題があることから、他人に成りすまされたり、文書の内容を改ざんされたり、送信者に送信を否認されたりするなどの危険性がある。行政手続等のオンライン化を促進し、電子政府・電子自治体を実現するためには、こうした問題を解決する必要があり、平成16年1月、インターネット上において厳格な本人確認ができる公的個人認証サービスの提供が開始された。公的個人認証サービスの電子証明書は、有効期間が3年間、発行手数料が500円となっており、市区町村の窓口で厳格な本人確認を受けた上で、住民基本台帳カード等のICカードに格納され、発行を受けることができる。住民はICカードに格納された秘密鍵を用いて電子署名を行い、電子証明書とともに送信することにより、行政機関等へ厳格な本人確認を伴ったオンライン申請をすることが可能となる（図表 ）。

公的個人認証サービスを利用して申請等を行うことができる手続としては、国税の申告や旅券の発給申請等、平成17年4月現在で、国では8省庁、地方公共団体では29都府県及び一部市町村の手続が対象となっており、今後、国及び地方公共団体の各種手続においても、公的個人認証サービスの利用が順次拡大される見込みである（図表 ）。

2 公的個人認証サービスの利用・活用の推進

公的個人認証サービスの利用・活用を推進するため、総務省、関係府省において、以下の(1)~(6)の施策に重点的に取り組むこととしている。

(1) 代理による行政手続等及び添付書類を必要とする行政手続等のオンライン化を促進するため、行政手続等の代理を行う行政書士、司法書士等や行政手続等に必要添付書類を発行する公証人、医師等の資格者が、連合会等の所属団体を通じて顧客の電子証明書の有効性確認を行うことができるようにするなど、平成17年度末までに制度面の整備を図る。

(2) 公的個人認証サービスが場所を問わず、手軽に利用できるよう、平成17年度中に携帯電話端末等による利用を想定したモデルシステムを開発・実証するなど、新たな活用方策を提示する。

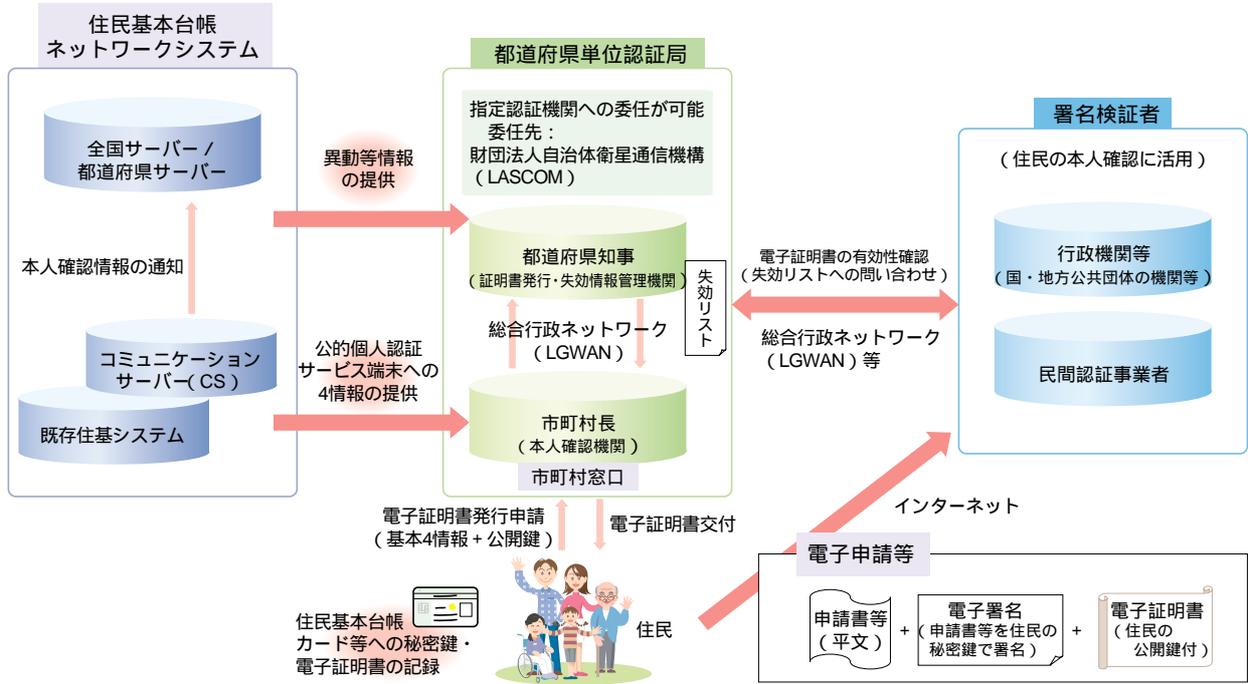
(3) e-Govに整備する窓口システムにおいて、平成17年度中に公的個人認証サービスの利用を可能とする機能を実現する。また、同窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請システムの見直しについては、原則として平成18(2006)年度末までに対応する。さらに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進する。

(4) 特定認証業務を行う金融機関等による口座開設時等の本人確認資料としての公的個人認証サービスによる電子証明書の導入等について平成17年度末までのできる限り早期に結論を得る。

(5) 個人事業主等の利用促進に資するよう、電子入札システムにおける公的個人認証サービスの利用を可能とするための方策について検討を行い、平成17年度末までのできる限り早期に結論を得る。

(6) 国民年金及び厚生年金の年金加入状況や年金見込額に関する照会について、厳格な本人確認を行いつつ、インターネットによる回答を行うサービスの提供を推進する。なお、本人確認については、公的個人認証サービスを活用することとし、所要の検討を行う。

図表 公的個人認証サービス



図表 公的個人認証サービスの対象手続

国 (8 省 庁)	〔平成16年〕	電子申告・納税【国税庁】東海4県先行、6/1～全国展開】	(件数は紙も含めた過去の全国における年間実績)
	〔平成17年〕	国民年金及び厚生年金の年金加入状況・年金見込額の提供(社会保険庁)	
地方公共団体 (29 都府 県)	〔平成16年〕	岡山県	(手続の例：住民票の写しの交付請求、納税証明書の交付申請など)
	〔平成17年〕	奈良県	

今後、国の機関の手続・各地方公共団体の手続が順次追加される見込み